

笠松町 地域公共交通会議の概要

道路運送法施行規則第9条の3

(地域公共交通会議の構成員)

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- 三 住民又は旅客
- 四 地方運輸局長
- 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

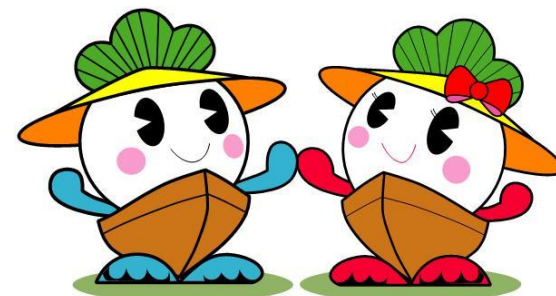
2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者
 - ロ 都道府県警察
- 二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

笠松町地域公共交通会議（笠松町地域公共交通会議設置要綱）

協議事項（第2条）

- ① 本町の公共交通政策の推進に関すること。
- ② 具体的な路線等に係る運行の確保に関する計画について
- ③ 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価について
- ④ その他生活交通の確保に関する必要な事項
- ⑤ ①～④のほか、笠松町長が特に必要と認める事項



組織（第3条） 20人以内の委員で組織し、次に掲げる委員又は、組織を代表する委員をもって構成。

- ① 笠松町長
- ② 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者団体
- ④ 住民又は利用者
- ⑤ 運輸行政監督機関
- ⑥ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体
- ⑦ 道路管理者
- ⑧ 交通管理者
- ⑨ 交通会議の運営上必要と認められる者

交通会議に会長を置き、会長には笠松町長又はその指名する者を充てる。

会長は交通会議を代表し、会務を統括する。

会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

笠松町地域公共交通会議（第4条）

必要に応じ会長が招集

委任状を含め、委員の過半数の出席をもって成立

交通会議の議長は、会長が行う

会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

会議を欠席する場合は、委任状を提出することができる。

会議は原則として公開

協議結果の取扱い（第5条）

交通会議において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

笠松町第6次総合計画での公共交通の位置付け

まちづくりの理念

まちの魅力を活かした
にぎわいと癒しのまちづくり

6つの基本方向

①ぬくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

②未来へ繋ぐ心豊かな人づくりのまち

③にぎわいと活力あふれる創造のまち

④便利で快適に暮らせるやすらぎのまち

⑤安全で安心して暮らせる住みよいまち

⑥「官」「民」協働で築き上げる
持続可能なまち

まちづくりの将来像

清流木曾川に抱かれた
『豊かさ』と『やすらぎ』あふれる
創造文化都市

施策の方針

(3) 公共交通体系の充実

基本方針

人や環境にやさしい公共交通機関の活性化を進めるとともに、利用者の視点に立った、誰もが利用しやすい公共交通網の整備を進めます。

主な取り組み

- ①地域を結ぶ公共交通網の充実
 - ・巡回町民バスの利用促進
 - ・効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討
- ②地域公共交通サービスの拡充
 - ・地域の実情にあった新たな交通サービスの導入
 - ・鉄道およびバスなどを総合的に活用した公共交通利用促進策の検討